

大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手の育成・確保の取組と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立、更に将来の農地集積・集約化が見込まれる地域における担い手の農地引受力の向上など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等についてその経費の一部を、予算の範囲内において支援を行い、農業の構造改革を一層加速化するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用法規)

第2条 補助金の交付は、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（種別、補助対象者、補助の対象となる事業及び経費、補助率及び補助金額等）

第3条 補助金を交付する事業の種別、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業及び経費（以下「補助の対象となる経費」という。）、補助率及び補助金額は別表のとおりとする。

2 交付すべき補助金の額は、前項の補助金額に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、実施要綱別記第1の4の(1)のイの(ア)のbの(c)に規定する事業内容である場合には、事業実施主体が取得する場合に限り適用するものとする。

3 前項により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（様式第1）及び担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（実施要綱別紙様式第1号別添1）を、町長の指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 申請者は、第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合

(2) 実施要綱第別記第1の4の(1)のイの(ア)のaを補助の対象となる経費とする場合。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、大口町担い手確保・経営強化支援事業費補

助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に
より特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消
し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。た
だし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りで
ない。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、
善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（着工）

第10条 補助事業の着工は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものと
する。ただし、補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由
を明記した、大口町担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届（様
式第3）を町長に提出するものとする。

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失
等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

3 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を大口町担い手確
保・経営強化支援事業に係る着工届（様式第4）により、町長に届け出るものと
する。

（状況報告及び立入検査等）

第11条 町長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者
に補助事業の執行の状況報告を求め、又は事業現場等に立ち入り、帳簿書類その
他の物件を検査させ、若しくは必要な指示をすることができる。

（補助事業の内容の変更）

第12条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の
内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、町長の定める軽微な
変更を除く。）をする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場

合は、直ちに町長に大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書（様式第5）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における20パーセント以内の変更をいう。

3 町長は、第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第5条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第13条 町長は、前条第3項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

（竣工）

第14条 補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を大口町担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届（様式第7）により、町長に届け出るものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書（様式第8）に町長の定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 第4条第3項第1号により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第3項第1号により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9）を町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

(額の確定及び交付)

第17条 町長は、第15条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第10)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書(様式第11)により、町長へ補助金を請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

4 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、町長において特に必要と認めるときは、前各項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(決定の取消し)

第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 町長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 町長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備え付け)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳（様式第12）及び管理運営日誌・利用簿（様式第13）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する書類について、各年度末までに少なくとも一度町長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項の帳簿及び書類並びに第2項の書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に

掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書（様式第14）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

（災害の報告）

第22条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書（様式第15）により、町長に報告しなければならない。

（検査）

第23条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

（目標達成状況報告）

第24条 補助事業者は、実施要綱別記1の第1の6の（2）に基づく計画の承認年度から目標年度まで、毎年度、実施要綱別記1の第2の1に規定する担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（実施要綱別紙様式第4号）を翌年度の4月末日までに町長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第25条 補助事業者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第21条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、実施要綱別記1の第6の6に記載の管理関係書類を整理

保存するものとする。

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び担い手支援計画承認年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート（様式第16）
（補助金の評価）

第26条 町長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 町長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（その他必要事項）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和8年3月26日 大口町告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

1 種別	2 補助対象者	3 補助の対象となる事業及び経費	4 補助率及び補助金額
①実施要綱第3に掲げる事業のうち担い手確保・経営強化支援対策	実施要綱別記第1の4の(1)のAに規定する要件に該当する者	実施要綱別記第1の4の(1)のイの(ア)のaに規定する事業及び経費 (個々の事業内容ごとに、実施要綱別記第1の4の(1)のイの(イ)に記載の基準を満たしていること)	実施要綱別記第4の1の(1)のA及びイの規定により算定した額
②実施要綱第3に掲げる事業のうち地域農業構造転換支援対策	実施要綱別記第1の4の(1)のAに規定する要件に該当する者	実施要綱別記第1の4の(1)のイの(ア)のbに規定する事業及び経費 (個々の事業内容ごとに、実施要綱別記第1の4の(1)のイの(イ)に記載の基準を満たしていること)	実施要綱別記第4の1の(2)のA及びイの規定により算定した額

様式第1（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

(2) その他

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、町、県及び国が監査を行うことがある。

様式第3（第10条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	交付決定前 着工の理由

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）又は記名押印をすること。

様式第4（第10条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、
下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※工程表等を添付すること。

様式第5（第12条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
 - (1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
 - (2) その他

様式第6（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更申請については、承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

記

- 1 補助金の変更決定額 金 円
- 2 補助事業の変更内容
- 3 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この事業に係る一切のことについて、町、県及び国が監査を行うことがある。

様式第7（第14条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、
下記のとおり事業が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	年 月 日
竣工検査年月日 (または予定年月日)	年 月 日
引渡し年月日 (または予定日)	年 月 日

※必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第8（第15条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書のとおり
- 2 添付書類 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

様式第9（第15条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり報告します。

記

1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

様式第10（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第11（第17条関係）

年 月 日

請 求 書

大口町長 様

住 所
氏 名

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度大口町担い手確保・経営強化支援事業費補助金

様式第14（第21条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した
施設等の処分の承認申請書

年度において大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加
した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じまし
たので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日
 - 2 承認申請の理由
 - 3 承認申請に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼動）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分数額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他
 - 4 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- ※交換の場合にあつては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。
- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画

様式第15（第22条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

年度 大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した
施設等の災害報告書

年度において大口町担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加
した施設等が災害により被災したので、報告します。

記

- 1 被災機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日

- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度

- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

- 5 添付資料
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他町長が必要と認める書類

環境負荷低減のチェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(裏面) 農業経営体向け

⑫ 「関係法令の遵守」に関する法令一覧

- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
 - ・土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 等
- (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
 - ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等
- (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
 - ・悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号) 等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
 - ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
 - ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
 - ・漁業法 (昭和24年法律第267号)
 - ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
 - ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
 - ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
 - ・森林法 (昭和26年法律第249号) 等